世田谷区告示第７５３号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の９第１項及び第５９条の４第１項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第１９条の１９第１号及び第５９条の４第１項の規定により別紙のとおり告示する。

令和８年１１月２日

世田谷区長　保　坂　展　人

指定医療機関一覧(新規)

No.	施設番号	医療機関番号	施設分類	医療機関名称	医療機関住所	開設者名	有効期間開始日	有効期間終了日
1	0000011040	1345554647	薬局	あおぞら薬局　用賀店	世田谷区玉川台2－30－4	株式会社TIMELEFT	令和8年11月1日	令和14年10月31日
2	0000011041		薬局	サクラ咲く薬局	世田谷区用賀3－8－3	株式会社清和メディカル	令和8年10月1日	令和14年9月30日